

岩手県告示第351号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成20年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 適性試験及び講習の日時及び場所

日 時	場 所
平成20年7月10日(木)13時から	北上市 和賀農村環境改善センター小会議室
平成20年7月17日(木)13時30分から	一関市 一関地区合同庁舎3階大会議室
平成20年7月24日(木)13時から	大船渡市 大船渡地区合同庁舎4階大会議室
平成20年7月29日(火)13時から	宮古市 宮古地区合同庁舎3階大会議室
平成20年8月7日(木)13時30分から	二戸市 二戸地区合同庁舎2階A・B会議室
平成20年9月12日(金)9時から	盛岡市 盛岡地区合同庁舎8階大会議室

2 受験及び受講の資格 県内に住所を有し、平成17年度に狩猟免許を受けている者

3 受験及び受講の手続 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）第13条の狩猟免許更新申請書を受験及び受講の日の10日前までに所管広域振興局、総合支局又は地方振興局（以下「振興局等」という。）の保健福祉環境部に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課及び最寄りの振興局等の保健福祉環境部に問い合わせること。